

脱炭素経営推進事業 業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 目的

脱炭素経営推進事業業務委託の受託者を決定する企画提案競技（プロポーザル方式）の実施について、必要な事項を定める。

2 委託の内容

別紙「脱炭素経営推進事業に係る業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

17,999,960円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

5 参加資格要件

次の（１）から（６）の全てを満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- （３）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- （４）県税に未納がない者
- （５）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- （６）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール

- （１）公告（県ホームページ） 令和7年4月11日（金）
- （２）事前説明会参加申込書の提出締切 令和7年4月22日（火）正午
- （３）事前説明会 令和7年4月23日（水）

- | | |
|----------------|------------------|
| (4) 質問等の締切 | 令和7年4月25日(金)午後5時 |
| (5) 企画提案書の提出締切 | 令和7年5月9日(金)午後5時 |
| (6) プレゼンテーション | 令和7年5月15日(木) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和7年5月下旬(予定) |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時：令和7年4月23日(水)午後3時から

実施方法：オンライン開催

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年4月22日(火)正午

③ 提出方法

電子メール(提出確認のため、送信後に担当者へ電話連絡すること。)

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類(電子データ)

ア 企画提案書

- ・提案する企画案は、1案のみとすること。
- ・書式は様式任意、A4版カラー両面印刷に対応する電子データとし、ページ番号を挿入すること。
- ・企画提案書には以下の内容を記載又は添付すること。

(ア) 企画内容

- ・アドバイザー派遣先のエネルギー使用状況の分析方法
- ・事業の特性に応じた温室効果ガス排出量削減に繋がる提案の例
- ・提案を踏まえた温室効果ガス排出削減計画の例
- ・支援先以外の事業者からの相談や問合せに対する相談窓口設置の方法 等

(イ) 実施計画(業務スケジュールを含む)

- ・アドバイザー派遣の方法(対面またはオンライン、年間の派遣回数等)
- ・業務の実施スケジュール 等

(ウ) 業務実施体制

- ・アドバイザーとなる人材の経験や資格等
- ・業務の実施体制 等

(エ) 業務実績

- ・国、地方公共団体又は公的団体等からの類似業務の受託実績(発注者、業務名、業

務内容、委託金額、事業実施年度) 等

※直近3件程度については、事業成果物を添付すること。

イ 見積書

- ・宛先は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とすること。

ウ 誓約書

- ・別紙2により提出すること。

エ 会社概要

- ・法人または団体の概要、定款等（既存資料）

(ア) 法人の場合：定款、事業年度終了後、所轄庁に提出している書類のうち、前年度の事業報告書、収支計算書及び役員名簿

(イ) 団体の場合：団体規約等上記、法人に準ずる資料（事業報告、収支決算計算書、役員名簿等）

- ・業務実績（任意様式）

※類似業務の成果物等があれば添付すること。

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時必着

⑤ 提出方法

電子メール

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合又は提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション

日 時：令和7年5月15日（木）午前10時から

場 所：宮崎県庁7号館2階 環境森林部会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

※オンラインによるプレゼンも可能

- ① プレゼンテーションは、1者当たり、説明15分、質疑10分の計25分とする。
- ② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。
- ③ パワーポイントを用いたプレゼンテーションを希望する場合は、データを事前に送付すること。また、対面で参加する場合は、データの入ったパソコンを当日持参すること。

(4) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書等についての質問は、質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、県庁ホームページに掲載する（質問者名は公表しない。）。

（5）審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 事業趣旨の理解

- ・事業の目的を理解しているか。

② 実施方法等

- ・エネルギー使用状況の分析等は適切に行われるか。
- ・温室効果ガス削減につながる幅広い提案が期待できるか。
- ・事業者の特性に応じたエネルギー転換など、削減効果の高い提案が期待できるか。
- ・支援先以外の事業者からの相談や問合せに随時対応できる相談窓口の設置方法となっているか。
- ・十分な効果が得られる支援方法や実施スケジュールとなっているか。

③ 業務実施体制

- ・上記業務を行う人材の専門性や必要な体制は確保されているか。

④ 業務実績

- ・類似する業務（企業等のエネルギー使用状況の診断、省エネ・エネルギー転換に関する助言、アドバイザー業務）の経験・ノウハウを本業務に活用することが期待できるか。

⑤ 見積額

- ・採点基準によらず、以下の式で算出する。

$$10 \text{ 点} \times \frac{\text{応募者中最低見積額}}{\text{当該応募者見積額}} \text{（小数点以下四捨五入）}$$

（6）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

（7）審査の通知

令和7年5月下旬（予定）に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（8）当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 企画提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 企画提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等を協議し、合意に達したときは、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号

宮崎県 環境森林部 環境森林課 環境政策・脱炭素推進担当（担当：長友）

TEL 0985-26-7084 FAX 0985-26-7311

E-mail kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp